

平成21年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年2月19日（木）午前9時45分

場 所：教育委員会室

平成21年2月19日

## 東京都教育委員会第4回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第17号議案 平成20年度東京都指定文化財の指定等について
- 第18号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の  
制定について
- 第19号議案 平成21年度東京都公立学校長及び副校長の異動について
- 第20号議案 平成20年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認  
定について
- 第21号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第24号議案まで

#### 2 報 告 事 項

- (1) 退職教職員ボランティア活用事業の実施について
- (2) 安全教育プログラムについて
- (3) 平成20年度都立高校生による東京マラソンボランティア活動について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子 (欠席)
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊 (欠席)
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	影山 竹夫
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	松田 芳和
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	皆川 重次
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	秦 正博
	教育政策担当部長	石原 清志
	特別支援教育推進担当参事	高畑 崇久
	人事企画担当参事	中島 毅
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第4回定例会を開会させていただきます。

本日は、内館委員及び竹花委員から、御都合により御欠席との届出をいただいております。

まず、傍聴関係です。報道関係は都政新報社1社、個人は1名からの取材・傍聴の申込みがありましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回1月22日開催の第2回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第2回定例会の会議録につきましては御承認いただきました。

前回2月5日開催の第3回定例会の会議録を机上にお配りしてありますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第19号議案から第24号議案までは人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで取り進めさせていただきます。

## 議 案

第17号議案 平成20年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 第17号議案、平成20年度東京都指定文化財の指定等についての説明を、地域教育支援部長、よろしくお願いいたします。

【地域教育支援部長】 第17号議案、平成20年度東京都指定文化財の指定等については、先に教育委員会により決定いただいた諮問事項を、昨年12月17日、東京都文化財保護審議会に諮問したところでございます。東京都文化財保護審議会で審議した結果、2月9日、すべての諮問案件に関して文化財として指定することについて意見の一致を見たという答申をいただきました。

内容としては、新たに指定するものとして「目黒雅叙園百段階段」外3件、既に指定しているものに数量及び土地を追加し指定するものが1件でございます。

このうちの2件について簡単に御説明させていただきます。

「目黒雅叙園百段階段」は、有形文化財（建造物）として新たに指定するものでございます。概要ですが、目黒雅叙園は昭和10年建設の建造物群で、通称「百段階段」と呼ばれております。高低差16メートルの斜面地に建つ4棟の木造和風建築がひな壇状に並んでおり、約60メートルの階段で連結しております。建物内部には有名画家による内装がほどこされ、画家名などの室名が付けられております。建築・装飾・日本画の技術が融合する当時の近代和風建築の一つの極点を示す貴重な建造物群ということと、誰もが気楽に利用できる近代商業施設として開園され、近代東京の社会像を知る遺構としても重要であり、学術上・芸術上の価値も高いということで答申を受けたものでございます。

無形民俗文化財（民俗芸能）「小留浦の獅子舞」は、東京都指定文化財の檜原村「数馬・藤倉の獅子舞」をはじめとした西多摩周辺地域の多くの獅子舞がこの獅子舞から伝播したと伝えられており、獅子舞の成立・変遷を示すものとして重要であります。

また、その伝播経路を示す重要な資料である日本獅子舞来由を附（ついたり）とす

るというものでございます。

内容として2点を御紹介させていただきましたが、文化財保護審議会では、12月17日の総会の後、三つの分科会で審議をいただき、2月9日に答申をいただきました。本案を決定いただきましたら、東京都公報に告示し、文化財として指定したいと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見がございますか。

「百段階段」というと、建物の外の階段ですか。

【地域教育支援部長】 いえ、建物の中です。

【委員長】 建物の中を上がっていく階段ですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたことにさせていただきます。ありがとうございました。

第18号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第18号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を福利厚生部長、よろしくお願いいたします。

【福利厚生部長】 第18号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定についての議案資料にありますように、今回、改正する事項は2点あります。1点目は、三宅島の教職員住宅の配置戸数の見直しに伴い、三宅（阿古岡堀）住宅を用途廃止するものです。もう1点は、平成18年2月に策定した「福利住宅の今後のあり方について（第二次廃止計画）」に基づき、現在は福利住宅である武蔵小金井住宅を区分変更し、準職務住宅にするものです。

施行日ですが、武蔵小金井住宅の区分変更は平成21年4月1日、三宅（阿古岡堀）

住宅は廃止した後、財務局に引き継ぎ、財務局から村に譲渡するため、平成21年5月1日といたします。

具体的な内容について御説明いたします。「第1 職員住宅の区分」にありますように職員住宅には3種類あり、第一号住宅は職務住宅で、現在2住宅21戸あります。第二号住宅は準職務住宅で57住宅708戸、第三号住宅は福利住宅で5住宅192戸ございます。

今回対象となるものは、三宅地区の三宅（阿古岡堀）住宅です。建設年度が昭和60年と61年で12戸。こちらが用途廃止となります。区分変更となるものは、第三号住宅（福利住宅）の武蔵小金井住宅です。昭和53年度建設で、18戸。現在はすべて空室になっています。

都教育委員会の教職員住宅の現在の総戸数は、64住宅921戸でございます。

次に、「第3 三宅（阿古岡堀）住宅の廃止」に基づいて説明させていただきます。

「廃止及び譲渡の理由」ですが、一つは、阿古岡堀住宅を廃止しても、三宅村における現在及び将来の教職員住宅の需要には十分対応できると考えております。資料に平成12年度の児童・生徒数が載っております。三宅島の雄山が平成12年6月と8月に噴火したわけですが、それ以前、平成12年度の三宅村の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒総数は443人でした。平成17年2月1日から帰島が開始されましたが、平成18年度においては児童・生徒の総数159人となり、3分の1程度に減っております。平成27年度まで推計しても総数119人前後と見込まれますので、今回の住宅の廃止を行っても、将来的に十分需要は満たせられると思われま

す。学校数も、帰島後の平成19年4月1日から、従来あった小学校3校、中学校3校をそれぞれ1校にしています。また、高等学校は都立三宅高等学校だけでございます。

職員数ですが、平成20年度は出張所の職員を入れて66人で、今後もこの66人で推移していくのではないかと予測しております。

そうしたことで阿古岡堀住宅の廃止後は、三宅島の職員住宅は6住宅74戸になります。

また、三宅村は現在、三宅村職員用の住宅確保が困難な状況にあり、都としても三宅村の再建を支援する必要があります。村民生活の安定のために村職員の増員が必要

ですが、現在121人の職員のうち、職員歴が3年未満の者が約5割、島外採用者が42パーセントという状況であるため、住宅の確保が重要課題という状況でございます。そのようなことにもこたえられるということで、現在、村職員の入居を認めており、教職員は入居していない状況です。

なお、昨年10月31日に三宅村から譲渡を希望する旨の要望書をいただいております。

三宅村概要地図に基づき、三宅島の現状について簡単に御説明申し上げます。

現在、雄山を中心として火山ガスの高濃度地区がまだあります。右下の坪田地区に都立三宅高等学校があり、坪田大里東住宅、坪田大里住宅の職員住宅があります。左下の阿古地区に阿古岡堀住宅がありますが、すぐそばに三宅村役場臨時庁舎があります。こうしたことから、三宅村に阿古岡堀住宅を譲渡し、三宅村職員住宅として活用するのがよいと考えております。

小・中学校については、左上の伊豆・神着地区に小学校、中学校があり、こちらには伊豆住宅、伊豆草木住宅があります。右側に教育庁三宅出張所（東京都三宅支庁）があり、そのそばに神着住宅があります。ここは平成19年8月から供用を開始しており、順次そちらに入居を促しております。

次に、武蔵小金井住宅の区分変更については、平成18年2月に策定した第二次廃止計画に基づき、今回、平成19年度、20年度と2年かけての大規模改修が終了したので、4月から準職務住宅として供用を開始したいと考えております。

入居対象者は、多摩地域の学校に勤務する職員、島しょ地区から区部や多摩地区への赴任、帰任者及び他県からの人事交流者等です。4月からの高知県との人事交流による2人が4月から入居予定です。また、島から帰任される方が4人おり、18戸のうち6人の入居予定者を確保しております。

参考までに福利住宅の廃止計画が載っております。区部の足立六月住宅の平成26年度の廃止が最後の予定ですが、できるだけ前倒しできればそのようにしていきたいと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 基本的には問題ありません。

地図の上のほうに教育庁三宅出張所があって、左下の三宅村役場臨時庁舎の中に三宅村教育委員会がありますね。形としては、区市町村教育委員会は区市町村立学校を管轄して、高校は都立ですから東京都教育庁ということですね。

【福利厚生部長】 はい。

【高坂委員】 学校数も少ないところ、実態として、教育庁の三宅出張所は、何人くらいの職員で、どんな仕事をしていますか。

【総務部長】 今、正確な職員数はわかりませんが、数人程度だったと思います。

仕事の内容としては、給与事務や旅費の事務など、第2回定例会で西多摩の町村に移管する事務について説明をいたしました。そうした事務を島の場合は出張所で行っております。それから、指導主事がいまして、小・中学校に対する東京都としての指導行政を行っております。

【高坂委員】 形式はそうですが、高校生はわずか28人しかいないし、学校も一つですね。小学校、中学校も一つずつ。そうすると、一つの庁舎の中に一緒に入って、少し経費も削減するということも考えられるのではないのでしょうか。

【教育長】 地図の「教育庁三宅出張所」という吹出しの下に赤い丸印があって「三宅支庁」と書いてありますが、東京都の職員というのは、教育庁だけではなくて、都庁の行政の島版をそのまま出先として設けておりまして、この三宅支庁というのは東京都事務所です。その中に東京都の組織が入っております。

今までは、例えば港湾局は港湾局で港を整備するので独自に島の中に事務所を持っていましたが、それを支庁の中に集約してかなり効率化して現在の姿になっております。

【高坂委員】 わかりました。

【瀬古委員】 福利住宅と準職務住宅はどういう違いがありますか。

【福利厚生部長】 福利住宅は、住宅に困窮している方のためのもので、過去、都内に多くありましたが、民間住宅もありますので、現在ではそういう状況にはないだろうと思われま。財務局からも、あまり活用されていない住宅は整理すべきとの御意見もいただき、廃止計画を作成したものです。

【瀬古委員】 使う人がいないということですか。

【福利厚生部長】 それもあります。家賃は低いのですが、環境面も含め、老朽化が進んでいるということもあります。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり決定させていただきます。

## 報 告

### (1) 退職教職員ボランティア活用事業の実施について

【委員長】 報告事項(1) 退職教職員ボランティア活用事業の実施について、説明を同じく福利厚生部長、よろしく願いいたします。

【福利厚生部長】 報告事項(1) 退職教職員ボランティア活用事業の実施についての説明をさせていただきます。

まず「1. 事業の必要性及び課題」の「(1) 背景」ですが、福利厚生部では、教職員の福利厚生的一端を担う事業として、退職教職員を活用したボランティア活用事業を立ち上げ、この4月からの実施を予定しております。平成20年5月に「東京都教育ビジョン(第2次)」が策定され、その中に、重点施策6として「団塊の世代等の活躍による地域教育活動の活性化」、推進計画14として「退職教職員が地域社会の教育活動に積極的に参加できる仕組みの構築」が盛り込まれました。このため、福利厚生部としては、平成20年6月に本事業の立ち上げに向けた検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。その結果、本年2月の第3回教育委員会定例会に報告されたとおり、新年度の主要施策の中に本事業が新規事業として位置付けられました。

「(2) 仕組みの構築の意義」ですが、参考資料に構築の意義が述べられている部分がございます。「教職員が退職という節目を迎え、第2のライフステージをより有意義なものとするため、身近に始められる活動の1つがボランティア活動への参加である。福利厚生部が実施した『退職教職員のボランティア等活動参加の仕組みに関する調査研究』の結果によると、退職後に再任用や日勤講師ではなく、ボランティアと

して学校等で活動することを希望する者も少なからずいることが分かった。

一方、教育現場においては、今後数年間にわたり教職員の大量退職、大量採用による世代交代が進むことが見込まれる。このような中、複雑化する課題の解決や教育活動を取り巻く様々なニーズに応じて、教育力をより一層充実させることが求められている。よって、ノウハウの散逸や様々な課題を解決するため苦慮している教育現場に対して、理解・熱意・経験を持った退職教職員がボランティア等として積極的に参加できる仕組みを構築することは、退職教職員自身の社会参加、生きがい、健康づくりに資するばかりではなく、教育の質の向上・活性化の一助となる。」というところでございます。

現状では、必ずしもニーズが合致していません。有効な人材活用が図られていないため、組織的にきちんと進めていこうというものでございます。

それを受けて「（３）検討の経過」でございます。平成20年6月に検討委員会と、その下に作業部会を設け、それぞれ5回開催しました。本年2月6日に出了した最終まとめを参考資料としてお示ししております。7月から9月までにかけて学校現場に対するインタビュー、アンケート調査などを行い、10月に中間まとめを出し、それをもとにした予算要求等の手続に入りました。

次の五つの課題があります。それは、「（１）退職教職員ボランティア活用事業の企画立案」、「（２）都教委の役割、対象等の明確化」、「（３）事業の運営形態と受け皿づくり」、「（４）ボランティア活動の内容の具体例示」、「（５）実費弁償分の予算確保の必要性」で、これらについて取り組んでまいりました。

ボランティア活用事業に対する需給状況はどうかということで、アンケート調査を実施いたしました。前提となる状況として、表1の「退職者数の推計」にあるように、団塊世代の大量退職期の到来ということで、毎年2,500人規模で退職者が出ている状況があります。表2の「任用状況」では、再任用、非常勤講師として任用された者が約1,250人、退職者の約5割の方たちが学校現場を離れてしまっております。表3の「非常勤教員・嘱託員終了者数の推移」でも、毎年400人以上の方が勤務を終了している状況がでございます。これらは客観的なデータでございます。

また、民間業者に調査委託して得た結果が、「2.学校側のニーズ」、「3.教職員

側のニーズ」です。学校側のニーズとして、都立学校・区市町村立学校の校長あるいは副校長に対してのアンケートを行いました。そのほかにインタビューも行っております。

表4「退職した教職員を活用していますか」という設問では、併せて約9割が活用している、または、活用する意向があるという回答でした。

表5「どのような形態で活用したいと考えていますか」という設問に対しては、無償・有償を含めてかなり高い率でボランティアの活用に対する意向がありました。

表6は「どのような分野で活用したいと考えていますか」という設問です。回答数は約230で、一番多い回答が「各教科、領域の指導」で7割強の方が活用したいということでした。次が「特別支援教育児童・生徒サポート」で6割近い方が活用したいと回答しております。その次が「クラブ・部活動」でした。

それに対して、退職する側のニーズはどうかということで、都立学校・区市町村立学校の40代、50代の方、この3月に退職される方を中心にアンケートをとりました。回答数は1,355です。そのほかに一般の先生方に対してグループインタビューも行っております。

表7「退職後、学校現場であなたは就業したり、ボランティアとして活動したりしたいと思いますか」という設問に対して、有償又は無償ボランティア希望状況は、50代で約14パーセント、今年度退職予定者で約12パーセントという数字が出ております。

表8「学校現場で就業する場合、どの程度働きたいと思いますか」という設問に対しては、退職後の就業等、活動頻度としては、50代の67パーセントが、週1日から3日程度と回答しております。退職予定者の5割以上が、やはり週1日から3日程度と回答しております。

表9「学校現場でボランティアとして活動する場合、どの程度の頻度で活動したいと思いますか」という設問に対しては、ボランティア活動をする場合の頻度では、週1日から3日程度が一番多いという状況でございます。

そうした状況を踏まえ、私どもとしては、需給関係もある程度成立するであろうと考えて具体的な検討に入りました。事業概要ですが、来年度は1,000万円の予算を委託料として予定しております。ボランティアの定義もなかなか難しいのですが、「ボ

ランティア活動とは裁量と自主性・自立性を持った活動」と位置付けております。具体的には、時間的拘束を強めたり、事務処理量のノルマを課すなどしないよう、「労働者」性を推認させないような工夫が必要であろうと考えております。また、同意事項を明示し、十分理解と責任を持った活動とするということで、これについても、訟務員や東京労働局、産業労働局の御意見もいただき、何とか工夫して行えばできるだろうということになりました。

それでは登録者をどのくらい考えるかということですが、登録者は、定年退職者、勸奨退職者、再雇用終了予定者、既退職者のうち、概ね<sup>おおむね</sup>70歳未満の方を対象とし、初年度は250人程度を予定したいと考えております。諸条件として、無償ボランティアですが、別途実費弁償相当額として1回3,000円程度を定額で支払うことを考えております。また、活動保険に加入して事故等への対応を考えております。活動単位としては、1回当たり概ね<sup>おおむね</sup>半日程度で、活動日数は週1日から概ね<sup>おおむね</sup>3日程度が妥当であろうと考えております。延べ回数として年間2,000回を予定しております。これは単純に、年間40週程度で50人程度に活動していただければ、予算的にも約600万円で済むであろうということですが、これも弾力的に実施し、実績が上がれば予算もまた考えたいと思っております。

「（２）実施手法」ですが、関係法に触れないことが大事ですので、登録者と依頼者が直接交渉していただき、同意の上で活動を行います。また、事務局を設け、アドバイザーによる相談・助言、情報提供、現場に出向いて巡回してもらうなどを考えております。事務局は、委託予定先である社団法人教職員互助会に置く予定でございます。

「（３）具体的な活動内容（例）」ですが、あくまでも正規教員の補助・支援で、三つの事例を考えております。Aタイプは事務系、Bタイプが補習系、Cタイプが部活動系ということで例示してあります。

「（４）分析・検証等」として、新たな試みですので、Plan Do Check Action方式によりとにかく試行を始めようということで、今後とも工夫・改善しながら進めていこうということでございます。

平成21年度の試行モデルとして基本的には都立学校を中心に考えており、学校経営

支援センターにモデル校の推薦をお願いしております。各センターから1、2校、計6校ないし12校の推薦をいただき、そこからモデル実施を行いたいと考えております。年度内に福利厚生部でモデル校の決定等をし、新年度の4月以降は委託先をお願いしたいということでございます。既に学校経営支援センターにモデル校の推薦をお願いし、現在、27校程度から登録申請が出ております。

小・中学校につきましては、小・中学校を退職された校長の団体で退職校長会という団体があり、そちらで既に平成20年4月から自主事業として開始しておりますので、退職校長会と連携してこの制度に取り組んでいきたいと考えております。ちなみに、退職校長会の実績としては14人程度です。区市町村立学校にまで都教育委員会が手を差し延べるのはまだ先ではないかということで、都立学校である程度実現した形を見せて、その先で小・中学校についても余力があれば支援していきたいと考えております。

「(2) 運営サイクル」ですが、4月以降については、学校においては特に副校長が多忙であることもあり、この制度を導入して逆に学校現場が忙しくなることは避けたいため、事務局が間に入り、実費弁償の支払についても、報告をいただければ、それを受けて、教職員の互助組織である福利厚生会の賛同と支援をいただき、各個人の口座に支払う形を考えております。

いずれにしても、新しい試みであり、ある程度実績を積まないと課題が見えないところもありますので、まずは実施していきたいと考えております。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

**【高坂委員】** こういうことにいろいろと挑戦されることは大賛成です。参考になればですが、かつての私の部下が今度60歳になって定年になりました。会社は引き続き採用はするけれど、恐らく今までの活躍はできないだろう。そうすると、つまらないからどこか別のところで働きたいから相談にのってほしいと言ってきています。

ボランティアというのは、裁量と自立性を持った活動ができるからボランティアであるわけですが、学校という職場は今までと同じところですから、そこへ行く人は、

今までと同じような仕事をしたいと考えることが自然です。しかし、そこは調整が必要です。一つは、受け入れる学校の校長や先生方の理解が必要ですし、逆に言うと、ボランティアで行く人は、とにかく一度退職したわけですから、今までのような言動では受け入れてもらえないということも言わなければいけないわけです。その辺の運用の仕方を見ながら、どういう方向でこういうボランティアを活用するのかということをよく見続けていただく必要があると思います。実施すること自体には賛成です。

【福利厚生部長】 アドバイザーにはベテランの先生方をお願いし、学校業務等がうまく回転するような形を考えております。そのあたりは、是非気を付けていきたいと考えております。

【委員長】 資料の表7を見ると、教員として働きたいという人が圧倒的に多いですね。その辺を将来は考えていく必要がありますね。

【高坂委員】 そうですね。

【瀬古委員】 初年度の登録が250人ということですが、これは何か選び方がありますか。

【福利厚生部長】 当面は都立学校のみを考えておりますが、学校経営支援センターにモデル校を推薦していただき、そこで1人か2人をまず活用していこうと考えております。初年度から大勢の人をお願いしても実績が出るかどうかわかりませんので、当初は250人程度と考えました。

【瀬古委員】 例えばクラブ活動の指導などもありますが、その250人をどのような割合で割り振るのか決まっていますか。

【福利厚生部長】 タイプとしてA、B、Cとありますが、ボランティアをしたいという方の意向を受けて活用したいと考えておりますので、こちらで枠を決めてということは考えておりません。

【瀬古委員】 これは、試験などはないのですか。

【福利厚生部長】 ありません。

【瀬古委員】 例えば希望者が500人いたら、どのように選びますか。

【福利厚生部長】 手を挙げた方は全員登録しますが、活用を希望する学校の校長と面談して決めます。

【委員長】 学校によってニーズがいろいろですからね。

【瀬古委員】 学校のニーズと、その人のニーズが合った場合に活用されるということですね。

【福利厚生部長】 合った場合だけになります。

【瀬古委員】 部活動でこういう先生が欲しいという人を呼ぶわけですね。

【福利厚生部長】 はい、そういうことでございます。

【委員長】 かねてから御意見としても出ていますが、退職された方にまたお願いするのは良いことだと思います。ただ、フレキシブルな活動をしていただけるような制度にする必要があるのではないかと思います。

【瀬古委員】 この事業では、いわゆるモンスター・ペアレントに対応する人なども考えていますか。

【福利厚生部長】 当面そこまでは考えていないのですが、もしも、そういう登録者がいれば、校長が判断してお願いするというケースもあり得ると思います。

【委員長】 ベテランの先生ですから、今のようなこともよいと思います。

【瀬古委員】 そうですね。

【委員長】 それでは、本件について、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、この件については報告として承ったことにさせていただきます。

## (2) 安全教育プログラムについて

【委員長】 報告事項(2)安全教育プログラムについて、説明を指導部長、よろしくお願いたします。

【指導部長】 安全教育プログラムについて、今般作成しましたので御報告申し上げます。

子供たちが生きる社会が安全・安心な環境であることがすべての人々の願いですが、昨今の児童・生徒を取り巻く状況として、児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、事故や災害に遭遇したりするなど、安全をどのように確保するかについて、学校関係者、保護者、地域社会全体にとって喫緊の課題となっております。

平成13年には、大阪教育大学附属池田小学校で外部からの不審者による児童殺傷事件が起きたり、平成17年には、広島市・今市市で小学校1年生の児童が下校時に襲われて殺害されたりということがありました。特に大阪教育大学附属池田小学校事件以来、学校の安全管理の面がかなり強調されてきております。そして、平成17年に下校時の小学校1年生の児童が殺害された事件以降は、児童・生徒がいかにか自身で安全を守っていくかということが強調されてきております。

東京都教育委員会ではこれまで、非常通報装置（学校110番）の設置や防犯カメラの設置、あるいは、安全教育の手引の作成などを行ってまいりまして、児童・生徒の安全を確保する様々な施策を講じてきました。特に平成20年5月に策定した「東京都教育ビジョン（第2次）」において、都内すべての公立学校において、安全に関して必ず指導すべき基本的事項、指導計画を、全国初の「安全教育プログラム」として作成するとしております。また、東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策として、安全教育プログラムの作成やセーフティ教室の実施など、学校の教育活動全体で総合的な安全教育を推進するといったことが策定されております。

これまで学校保健法と呼ばれていた法律が学校保健安全法に改正され、平成21年4月1日から施行されます。この法律の第27条において、学校安全計画の策定が義務付けられており、こうした国の動きにも対応するため、今般、安全教育プログラムを策定しました。

また、学習指導要領が改訂され、平成23年度に小学校、平成24年度には中学校が全面実施となっていくわけですが、学習指導要領の中においても総則の部分で、自他の危険予測・危険回避の能力を培っていかねばならないということが示されております。

こうしたことから、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てていくことが極めて重要であると東京都教育委員会として考えております。

現在の安全教育の課題としては、何か事件や事故が発生した場合に応急的あるいは緊急的に対応したり、指導が計画的に行われているとは言えない実態があります。また、系統的・体系的な指導資料が十分ではない、学校ごとの取組に差異が見られると

というような課題に対応するため、平成18年度から平成20年度まで3年間かけてこの安全教育プログラムを開発してきました。

安全教育プログラムの開発に当たっては、開発委員会を設置し、外部の学識経験者3名を加え、都内のすべての校種の学校から校長・副校長、安全教育に造詣の深い教諭等で検討していただきました。

資料として、一昨年及び昨年作成したパンフレットを付けております。そうしたものを集大成し、今年度は3年目となりましたので、この安全教育プログラムを先生方の指導資料の形で作成しました。

安全教育プログラムの内容ですが、理論編と実践編として示しております。理論編では、「学校における安全教育の基本的な考え方」、「安全教育プログラムとは」、「安全教育プログラムのねらいと構成」という形で示しております。実践編は、各校種ごとにそれぞれの指導計画などについて示しております。このプログラムの大きな特色は、「『必ず指導する基本的事項』の明確化」、「総合的な年間指導計画」、「指導方法の改善」という3点であります。

具体的な冊子に基づいて御説明します。「安全教育プログラム」の冊子の16ページ以降を御覧ください。一つ目の特色である「必ず指導する基本的事項」として、特にこの安全教育プログラムにおいては、生活安全、交通安全、災害安全の3項目に分けて示させていただきました。こうした形で示すのは今回が初めてであり、恐らく全国的にも例がないものと考えます。

「生活安全」の項目においては、四つの区分で28項目の生活安全にかかわる指導をすることを考えております。「交通安全」においては、四つの区分で22項目、「災害安全」においては、七つの区分で23項目、これらをきちんと指導していこうということで示しております。

続いて、二つ目の特色である「総合的な年間指導計画」として、指導内容を年間指導計画の形でそれぞれの校種ごとに策定しております。例えば、40ページの中学校の例を御覧いただきますと、中学校の年間指導計画として、各学年共通ですが、Ⅰ生活、Ⅱ交通、Ⅲ災害として、4月から翌年3月までの年間を通した計画を具体例として示しております。そして、この学年共通の計画に加え、発達段階に即して、特に1学年

における計画、特に2学年における計画、特に3学年における計画という形で年間指導計画を示しております。

三つ目の特色として、こうした安全教育が、日常的・定期的な安全指導あるいは特設する安全学習という中で行うという指導方法について示しております。冊子の32ページを御覧ください。これは、小学校高学年の年間指導計画の例から続いている項目です。特に「日常的な安全指導、定期的な安全指導」ということで、「(1)必ず知っていなければならないことを確認するための事例」として、実際の指導例をお示しております。朝の会や帰りの会などの身近なところで指導していきましょうというものです。33ページには、定期的な安全指導の例として、学級活動、帰りの会で行うことを示しております。こうしたことで指導の特色化を図っております。

日常的な安全指導をベースに避難訓練等の定期的な安全指導や、子供自身が安全について考える、特設する安全学習で基本的事項を身に付けられるようにしております。

特設する安全学習の例についてですが、高等学校の年間指導計画が52、53ページに示されております。特設する安全学習の実践事例ということで、総合的な学習の時間等を活用した「避難所開設の体験」の単元について、また、58ページは教科「奉仕」の時間で安全学習をした実践例を掲載しております。ここでは、高校生が、地域の防犯や災害、交通安全の三つの領域からの視点で、自分たちで地域を見直し、地域の安全に高校生としてどのようにかかわることができるかということを示しております。

今後の予定ですが、平成21年度以降の取組としては4点あります。「安全教育推進校の指定」では、公立学校12校を指定し、実践的な事例の研究・開発をしていただきます。2番目は「安全教育プログラムの配布」ということで、本日御報告をさせていただいた後、このプログラムを全教員に配布します。ただ、こうした安全教育プログラムも、その年度によって多少変更していかねばならないものもあるので、今後、年ごとに改訂していきます。3番目は「関係部署・機関との連携」ということで、特に安全教育に関しては、青少年・治安対策本部の事業と相当関連しておりますので、青少年・治安対策本部が進めている事業との連携を図り、指導内容を充実していきたいと考えております。4番目は「都民一体となった取組」として、こうした取組を都民にもきちんと知らせ、都民の御理解をいただくため、公開授業を行ったり、来年度

中には「安全教育フォーラム（仮称）」を開催していきたいと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 大変結構だと思います。片方で地域や青少年・治安対策本部と連携しながらと言いながら、ここまで細かく校種別に実践例を示し、手取り足取りしなければいけないものなのかというのが、これを読んだときの印象です。

こういうものを作成するのはよいのですが、どのように実践していくかが大切だと思います。こういう問題は、テレビ番組でも随分放送され、議論されていながらなかなか改善していかないということから言うと、このような問題を具体的にどう実践するのか。あまり手取り足取りして、制度が決まって実施しなければならないなら、これを丸写ししておけばよい、あるいは、一部直して出しておけばよい、そのようなことにならないようお願いしたいと思います。

昨日、NHKの番組で、那須の小学校で、保護者の皆さんにGPS機能が付いた携帯電話を持たせ、その携帯電話に、これから下校するという連絡やバスの位置を示す情報などが入るようにするそうです。そうした情報が入ると、おじいさんなりおばあさんが歩いて迎えに行くわけですが、その携帯電話には万歩計が付いていて、万歩計のデータは運営センターに送られて健康管理に役立てられます。歩いた歩数に応じて温泉招待券か何かがもらえるという内容でした。それは何が良いかというと、一つは児童の見守りができて、老人の健康促進、それによる地域のコミュニケーションの融和があり、一石三鳥ですと番組では言っていました。

それがすべて良いとは言いませんが、そうしたことを考えている地域もあるということです。ですから、先生がたくさん集まって、あれもこれもと書き出したこの事例が、本当にそれが実行可能なのか、あるいは、都民に訴えるものになっているかということも一度考えていただきたいと思います。

以上です。

【指導部長】 安全教育プログラムに関しては、法律改正があったこともあります。基本的には、各学校の特色に応じた計画が策定できるよう、私どもとしても様々

な会議や研修会等を通じて指導していきたいと考えております。この冊子はあくまでも参考例ですし、学校の実態等もありますので、各学校の特色に応じた計画を策定するよう説明していきたいと思っております。

先般、これに先立つ説明会を実施させていただきまして、このような安全教育プログラムを作成していくというお話をして、外部の専門家の方にも来ていただいて説明会を行いました。こうしたプログラムは今までに見たことがない、非常に参考になるといった御意見が多く寄せられております。今後、高坂委員からいただいた点に注意しながら進めていきたいと考えております。

那須の小学校の事例については、そうした取組があることについても今後参考にしていきたいと思っております。ただ、都内の各区市町村においては、様々な防犯器具を持たせる取組もかなり行っていますし、また、高校生が奉仕体験活動で児童の下校の安全指導を行うということも相当数の学校で行っておりますので、今のような事例についても、こちらも検討させていただければありがたいと考えております。

【高坂委員】 私が住むマンションには、近くの小学校からのお知らせがいつも貼ってあり、登下校の時間に合わせて犬の散歩や買い物をしてくださいというようなことが書いてありますが、そのくらいだと、読み流してしまう程度になってしまうので、何かもう少し迫力があるものという印象があって、那須の小学校に関する番組を見ていました。

【委員長】 説明会は今後も開催されますか。

【指導部長】 はい。これからも行っていく予定でございます。

【委員長】 私も、少し細かすぎるのではないかという印象を持ちました。概略を説明するような説明会を何度も開くことが大事ではないでしょうか。詳しいことについてはこれを読んで、その中から必要なところだけ取り上げてもらうというようなことにはしておかないと、うまくいかないように思います。しかしながら、今おっしゃったように、画期的な試みではあるという印象も持ちました。

【瀬古委員】 これは大変良いことだと思います。実際問題として、学校現場において、例えば不審者とはどういう人なのか子供にはわかりません。どのようにして車に乗せられてしまうか、どこが危ないのか、実際の体験などはしないのですか。

【指導部長】 様々なことありますが、そうした体験的なことについてもこの実践事例の中に示してあります。各小学校・中学校では、帰りの会や様々な学級活動の中で、大阪教育大学附属池田小学校の事件があつて以降は、さす股を購入して実際に先生方が実演しているところを児童に見せたり、そうした体験的なことも結構行われております。

この冊子の配布に当たっては、活用の仕方について簡略的なものを付けて、先生方の指導計画を作成する上でのポイントを示すような形で行いたいと考えております。

【委員長】 本件については、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったことにさせていただきます。ありがとうございました。

### (3) 平成20年度都立高校生による東京マラソンボランティア活動について

【委員長】 報告事項(3)平成20年度都立高校生による東京マラソンボランティア活動について、説明を指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 平成20年度都立高校生による東京マラソンボランティア活動について、御報告をさせていただきます。

都教育委員会の教育目標に、「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」を育成することを挙げており、都立高等学校においては、平成19年度から教科「奉仕」が必修化され、すべての都立高等学校で奉仕体験活動が実施されておりますし、部活動等においても、地域への貢献活動を奨励してきております。

来る3月22日に第3回目となります「東京マラソン2009」が開催されます。第1回目、第2回目の東京マラソンに続き、都立高校生約3,500名が「東京マラソン2009」の運営や「東京大マラソン祭り」の応援イベントにボランティアとして参加するものです。地元の都立高校生たちが奉仕の精神により主体的に東京マラソンを支え、がんばるランナーを応援する事業でございます。

参加状況ですが、「東京マラソン2009」の運営ボランティアとして32校3,103人、「東京大マラソン祭り」の応援イベントとして13校435人となっております。

主な生徒の活動内容としては、「東京マラソン2009」の運営ボランティアは、手荷物の預かりやミールサービス、コース整理、給水・給食等、「東京大マラソン祭り」の応援イベントとしては、和太鼓・吹奏楽による応援、ダンス、チアダンスなどで選手たちを盛り上げていくというものでございます。

平成19年度の生徒の様子について、写真で示しております。給水活動は都立小松川高等学校の生徒の例です。ゴール付近における応援演奏は、都立永山高等学校の吹奏楽部の生徒です。走り終えたランナーの方々に手荷物を返却する活動は、都立足立高等学校の生徒が行っております。

細かい内容については、別紙資料に、参加高等学校名、生徒数、場所、活動内容等を示しております。

参考資料として、「東京マラソン2009」コース全体図を載せております。様々な地点で都立高校生たちが運営ボランティアを行うとともに、応援イベントとして、これは特にゴールに近い豊洲・有明になりますが、このようなところで応援イベントのボランティアを行うというものでございます。

これまで参加した学校からは、大変な活動ではあるけれど、逆に、ランナーががんばる姿に生徒たちがみるみる変わっていく貴重な体験となったということ、あるいは、ランナーや他のボランティアの人たちからは、高校生が懸命にがんばっているというお声を頂戴しております。

今後とも、地元東京の高校生が、東京マラソンを支えるという気概を持って、継続して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。何か御意見・御質問はございませんか。

**【瀬古委員】** 東京マラソンは3月22日に実施されますが、私もボランティアで、3月21日にビッグサイトで行われる前夜祭で家族や友達とジャズの演奏をします。

**【委員長】** ボランティアを希望する高校はすべて参加できますか。

**【指導部長】** 今回は、希望した学校はすべて採ってます。ただ、人数的に、都立高校生のボランティアの枠が3,500人程度と絞られている状況もありますので、今後ともこの3,500人は維持していこうと考えております。

【委員長】 枠が厳しいですね。それだけほかにボランティア希望者がいるということですね。

【指導部長】 はい。外部のボランティアが相当数おりました。ボランティアは全体で1万3,000人、そのうち都立高校生の枠として3,500人と聞いております。

【瀬古委員】 朝6時から夕方5時ころまでですから大変ですね。

【委員長】 これは高校生にとっては良い経験になり、素晴らしいことだと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、報告として承ったことにさせていただきます。

## 参 考 日 程

### (1) 定例教育委員会の開催

3月 5日(木) 午前10時 教育委員会室

3月26日(木) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、お願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は3月5日、次々回は3月26日、ともに木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)